

DV(ドメスティック・バイオレンス)等避難中※1でも受給できる場合があります

横浜市 物価高支援給付金のご案内

- DV等で横浜市内に避難していて、様々な理由で住民票を移せない方も、「横浜市 物価高支援給付金」を受給できる場合があります。
- 本給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合を言います。

支給対象 (次の①～②すべてを満たす世帯が受給できます。)

- ①令和6年12月13日時点において、DV等により横浜市内に避難している世帯である。
- ②世帯の全員(DV等避難者本人及び同伴者)が令和6年度の住民税が非課税である。

支給額

1世帯あたり3万円(さらに、対象の子ども1人につき2万円)

申請方法

添付書類を同封の上、書類を郵送で提出してください。

横浜市ウェブページでダウンロードか、区役所申請サポート窓口で受け取れます。※2

【提出書類】

- ①横浜市 物価高支援給付金申請書(DV等避難者用)
- ②配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書

※2 DV等避難中でいずれの方法でも受け取りが難しい場合は、DV等の支援機関へご相談ください。
支援機関での相談歴のない方は、各区の福祉保健センターにご連絡ください。

【送付先】 ※一般の申請書に印字された宛先とは異なりますので、ご注意ください。

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所 健康福祉局総務課 臨時特別給付金担当あて

申請期限

令和7年5月30日(金)必着

横浜市 物価高支援給付金 で検索



横浜市
ウェブページ

お問合せ先 〈裏面Q&Aあり〉

横浜市 物価高支援給付金コールセンター

0120-045-320

受付時間：9時から19時まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く)
※受付日時は変更することがあります。

FAX番号：0120-303-464 (耳の不自由な方のお問合せ用)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しています。

設置期間：令和7年5月30日(金)まで

受付時間：9時から17時まで

(土曜日・日曜日・祝日を除く)
※12時から13時の間は、昼休憩のため
窓口を閉鎖します。ただし、状況により
閉鎖時間が前後する場合があります。

給付金の受給等に関するQ&A

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できますか？

A 住民票がある世帯の方(配偶者等)が本給付金を受給済の場合であっても、ご自身(及び同伴者)が一定要件(DV等で避難中である旨の申出、課税状況)を満たせば、給付金を受給できます。DV等で避難中である旨の申出には、本給付金の申請書のほか、「申出書」と添付書類の提出が必要です。

DV等で避難中である旨の申出書に必要な添付書類の例

●裁判所が発行する保護命令決定書の写し、確定証明書等

●女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等が発行する通知書や証明書等

※上記の書類がお手元がない場合は、措置の内容(住民基本台帳事務における支援措置等)や、市区町村の福祉事務所(横浜市の各区福祉保健センター等)、民間支援団体等へのDV等被害に関する相談歴を、申出書に記入してください。

※過去に相談歴がなく、DV等被害の相談を行う場合は、各区福祉保健センターへご連絡ください。DV等相談は事前予約制です

Q 配偶者からDVを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている世帯とみなし、ご自身(及び同伴者)の令和6年度の住民税が非課税である場合には、本給付金を受給できます。

Q 住民票のある自治体まで非課税証明書を取りに行くことができません。申請できますか？

A 非課税証明書を添付しなくても、申請は可能です。ただし、課税状況を別途確認させていただくため、審査にはお時間を要します。

Q 申請から受給まで、どれくらいの期間がかかりますか？

A お申し出の内容によって、確認事項が多岐にわたる場合があり、支給までにお時間を要するため、一律にお答えすることは困難です。なお、審査にて支給要件を確認できた時点から起算すると、支給までにかかる標準期間は約1か月です。